

草津市告示第117号

草津市精神障害者精神科通院医療費助成事業実施要綱の一部を改正する要綱を次のとおり制定する。

令和3年3月31日

草津市長 橋川 渉

草津市精神障害者精神科通院医療費助成事業実施要綱の一部を改正する要綱

草津市精神障害者精神科通院医療費助成事業実施要綱（平成17年草津市告示第144号）の一部を次のように改正する。

第11条中「滋賀県国民健康保険団体連合会」の右に「および社会保険診療報酬支払基金」を加える。
別記様式第2号中「氏名 印」を「氏名」に改め、「○ご本人が署名する場合は、押印は不要です。」を削る。

別記様式第4号中「氏名 印」を「氏名」に、

「（注）1. 汚損、破損した受給券を添付してください。

2. 御本人が署名する場合は、印鑑は不要です。」を

「（注）汚損、破損した受給券を添付してください。」に

改める。

別記様式第7号中「㊟」および「○御本人が署名する場合は、印鑑は不要です。」を削る。

付 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

（令和3年3月31日掲示済み）

草津市告示第118号

草津市障害者就労移行強化モデル事業費給付金交付要綱を廃止する要綱を次のとおり制定する。

令和3年3月31日

草津市長 橋川 渉

草津市障害者就労移行強化モデル事業費給付金交付要綱を廃止する要綱

草津市障害者就労移行強化モデル事業費給付金交付要綱（平成31年草津市告示第45号）は、廃止する。

付 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

（令和3年3月31日掲示済み）

草津市告示第119号

草津市生活困窮者等支援会議設置要綱の一部を改正する要綱を次のとおり制定する。

令和3年3月31日

草津市長 橋川 渉

草津市生活困窮者等支援会議設置要綱の一部を改正する要綱

草津市生活困窮者等支援会議設置要綱（令和2年草津市告示第88号）の一部を次のように改正する。

別表中「草津公共職業安定所」を

「草津公共職業安定所

特定非営利活動法人草津市中心身障害児者連絡協

議会フリータイム」に

改める。

付 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

（令和3年3月31日掲示済み）

草津市告示第120号

草津市障害者等成年後見制度利用支援事業実施要綱の一部を改正する要綱を次のとおり制定する。

令和3年3月31日

草津市長 橋川 渉

草津市障害者等成年後見制度利用支援事業実施要綱の一部を改正する要綱

草津市障害者等成年後見制度利用支援事業実施要綱

(平成15年草津市告示第112号)の一部を次のように改正する。

第4条各号列記以外の部分中「対象者は、」の右に「申請日において、」を加え、同条第1号中「有する者」の右に「(ただし、他の市町村の住所地特例を受ける者は除く。)」を加え、同条第2号中「受ける者」の右に「および介護保険法(平成9年法律第123号)第13条の規定による住所地特例を受ける者」を加える。

第6条第2項第3号中「社会福祉課長」を「生活支援課長」に改める。

第9条各号列記以外の部分中「市長は、」の右に「申請日において、」を加え、同条第1号を次のように改める。

(1) 補助金の交付を受けなければ成年後見制度の利用が困難な状況にある者で、次の各号に掲げる要件の全てを満たすものとする。

ア 市民税非課税世帯に属すること。

イ 年間収入が単身世帯で150万円、世帯員が1人増えるごとに50万円を加算した額以下であること。

ウ 預貯金等の額が単身世帯で150万円、世帯員が1人増えるごとに50万円を加算した額以下であること。

第9条第3号を削る。

第10条第1項中「草津市障害者等成年後見制度利用支援事業補助金交付申請書(別記様式第2号)」を「収入・資産状況等申告書(別記様式第2号)および収入・資産状況申告に関する調査等の同意書(別記様式第3号)を添付し、草津市障害者等成年後見制度利用支援事業補助金交付申請書(別記様式第4号)」に改め、同条に次の1項を加える。

3 第1項の規定による申請が申立費用にかかるものであるときは、当該申請は、成年後見人等選任の審判のあった日の翌日から起算して1年以内にななければならない。

第11条第1項中「草津市障害者等成年後見制度利用支援事業補助金交付決定通知書(別記様式第3号)」を「交付することを決定したときは草津市障害者等成年後見制度利用支援事業補助金交付決定通知書(別記様式第5号)」に改め、「により、」の右に「交付しないことを決定したときは草津市障害者等成年後見制度利用支援事業補助金不交付決定通知書(別記様式第6号)により」を加える。

第12条中「(別記様式第4号)」を「(別記様式第7号)」に改める。

第13条第1項および第2項を次のように改める。

申請者は、申立費用および鑑定費用にかかる補助金の交付決定があったときまたは後見等の開始後に必要な成年後見人等の報酬にかかる補助金の額の確定があったとき(第15条第2項の規定により補助金の額の確定通知をしたものとみなす場合を含む。)は、草津市障害者等成年後見制度利用支援事業補助金交付請求書(別記様式第8号)により、補助金の交付を請求するものとする。この場合において、市長は、当該補助金を申請者の指定した預金口座に振り込むものとする。

2 市長は、補助金が申立費用および鑑定費用にかかるものである場合は、これを概算払により交付することができるものとする。

第14条第1項中「(別記様式第6号)」を「(別記様式第9号)」に改める。

第15条第1項中「(別記様式第7号)」を「(別記様式第10号)」に改める。

第16条第1項中「場合は、」の右に「草津市障害者等成年後見制度利用支援事業補助金変更交付申請書(別記様式第11号)により、」を加え、同条第2項中「市長は、」の右に「草津市障害者等成年後見制度利用支援事業補助金変更交付決定通知書(別記様式第12号)により、交付決定を受けたものに通知し、」を加える。

別記様式第2号を次のように改める。

様式第2号(第10条第1項関係)

収入・資産状況等申告書

年 月 日

草津市長 宛

申請者住所
氏 名

*世帯の収入(専業主婦にあっては必要経費控除後の額)

氏名	(被成年後見人等)	(同居員・被扶)	収入総計
収入の内訳	年金・恩給	円	円
	給与収入	円	円
	事業収入	円	円
	財産収入	円	円
	その他	円	円
収入の合計	円	円	円

*世帯の資産

氏名	(被成年後見人等)	(同居員・被扶)	資産総計
資産の内訳	現金	円	円
	預貯金	円	円
	有価証券	円	円
	生命保険等	円	円
	資産の合計	円	円

※添付書類：年金振込通知の写し、確定申告書の控えの写し、通帳の写し

別記様式第3号を次のように改める。

様式第3号(第10条第1項関係)

収入・資産状況等に関する調査等の同意書

草津市長 宛

年 月 日

収入・資産状況等の報告について、確認の必要がある場合には、関係機関に調査・照会を行うことおよび本同意書を関係機関に開示することに同意します。

(被成年後見人等)住所
(被成年後見人等)氏名
成年後見人等氏名

世帯員

続柄	氏名

別記様式第4号を次のように改める。

様式第4号(第10条第1項関係)

草津市障害者等成年後見制度利用支援事業補助金交付申請書

年 月 日

草津市長 宛

申請者住所
氏 名 印

草津市障害者等成年後見制度利用支援事業実施要綱第10条の規定に基づき、下記のとおり申請します。

申請額	円
内 訳	<交付申請金額>
	(1) 申立費用(収入印紙、切手代等) ()円
	(2) 鑑定費用(鑑定書の作成等) ()円
	(3) 後見等の開始後に必要な成年後見人等の報酬 ()円/年 (月額 円× 月)
氏 名	生年月日 年 月 日生(歳)
対象期間等 (成年後見人等の報酬の補助金申請の場合に限る。)	対象期間： 年 月 日～ 年 月 日 対象期間のうち、入院または入所していた期間： 年 月 日～ 年 月 日 (入院・入所施設名) 年 月 日～ 年 月 日 (入院・入所施設名)
	添付書類 (3から5は後見等の開始後に必要な成年後見人等の報酬の補助金申請の場合に限る。)
	<input type="checkbox"/> 1 収入・資産状況等を証する書類(通帳の写し等)
	<input type="checkbox"/> 2 申立費用等の支払見込額を証する書類(積立書等)
	<input type="checkbox"/> 3 家庭裁判所の報酬付与の審判書写しの写し
	<input type="checkbox"/> 4 成年後見人等の開始の日および成年後見人等を証する書類(家庭裁判所の審判書の写し等)
	<input type="checkbox"/> 5 後見事務報告書の写し

別記様式第5号を次のように改める。

様式第5号(第11条第1項関係)

第 号
年 月 日

様

草津市長

草津市障害者等成年後見制度利用支援事業補助金交付決定通知書

年 月 日付けで交付申請のあった草津市障害者等成年後見制度利用支援事業補助金については、草津市障害者等成年後見制度利用支援事業実施要綱第11条の規定により、下記のとおり交付することに決定したので、同条の規定により通知します。

記

1 補助金本額 金 円
補助金額 金 円

2 この補助金の内容および内訳は、申請書記載のとおりとする。

別記様式第6号を次のように改める。

様式第6号(第11条第1項関係)

第 号
年 月 日

様

草津市長

草津市障害者等成年後見制度利用支援事業補助金不交付決定通知書

年 月 日付けで交付申請のあった草津市障害者等成年後見制度利用支援事業補助金については、草津市障害者等成年後見制度利用支援事業実施要綱第11条の規定により、下記の原因により交付しないことを決定しましたので、同条の規定により通知します。

記

不交付決定理由

別記様式第7号を次のように改める。

様式第7号(第12条関係)

草津市障害者等成年後見制度利用支援事業審判取消届出書

年 月 日

草津市長 宛

届出者住所
氏 名 印

草津市障害者等成年後見制度利用支援事業実施要綱第12条の規定に基づき、下記のとおり届け出します。

審判取消日	年 月 日
審判取消事由	
氏 名	
生年月日	年 月 日生(歳)
添付書類	<input type="checkbox"/> 審判の取消の事実を証する書類(通知書等)

別記様式第7号の次に次の5様式を加える。

様式第8号(第13条第1項関係)

年 月 日

草津市長 宛

住所
氏名

草津市障害者等成年後見制度利用支援事業補助金請求書
年 月 日付けで交付決定(または額の確定)のあった草津市障害者等成年後見制度利用支援事業補助金を交付されるよう、草津市障害者等成年後見制度利用支援事業実施要綱第13条の規定により請求します。

記 金 円

(振込先)

金融機関名	支店名
口座種別	口座番号
口座名義(カタカナ)	

※ 第13条の規定による報酬にかかる補助金の請求の場合、口座名義は被成年後見人等の本人口座または成年後見人等の管理下に置かれたことが明示された口座に限ります。

(添付書類)

・草津市障害者等成年後見制度利用支援事業補助金確定(交付決定)通知書の写し

様式第9号(第14条1項関係)

草津市障害者等成年後見制度利用支援事業補助金実績報告書

年 月 日

草津市長 宛

報告者住所
氏 名 印

草津市障害者等成年後見制度利用支援事業実施要綱第14条の規定に基づき、下記のとおり報告します。

実績報告額	円		
内 訳	<実績報告額>		
	(1)申立費用(収入印紙、切手代等)	(円)	
	(2)鑑定費用(診断書の作成等)	(円)	
氏 名	生年月日	年 月 日生(歳)	
添付書類	<input type="checkbox"/> 申立費用等の支払額を証する書類(領収書等) <input type="checkbox"/> 成年後見等の開始の日および成年後見人等を証する書類(家庭裁判所の審判書原本の写し等)		

様式第10号(第15条第1項関係)

第 号
年 月 日

草津市長

草津市障害者等成年後見制度利用支援事業補助金確定通知書

年 月 日付けで実績報告のあった草津市障害者等成年後見制度利用支援事業補助金については、草津市障害者等成年後見制度利用支援事業実施要綱第15条の規定により、下記のとおり補助金額を確定したので、同条の規定により通知します。

補助基本額	金	円
交付決定額	金	円
確定額	金	円

様式第11号(第16条第1項関係)

草津市障害者等成年後見制度利用支援事業補助金変更交付申請書

年 月 日

草津市長 宛

申請者住所

氏名

草津市補助金等交付規則第7条の規定に基づき、年 月 日付、第 号で交付決定のあった草津市障害者等成年後見制度利用支援事業補助金について、下記のとおり変更を申請いたします。

氏名	生年月日	年 月 日	生 (歳)
申請額(変更前)	円		
内訳(変更前)	<交付申請金額> (1)申立費用(収入印紙、切手代等) (円) (2)鑑定費用(診断書の作成等) (円) (3)後見等の開始後に必要な成年後見人等の報酬 (円/年 (月額 円× 月)		
申請額(変更後)	円		
内訳(変更後)	<交付申請金額> (1)申立費用(収入印紙、切手代等) (円) (2)鑑定費用(診断書の作成等) (円) (3)後見等の開始後に必要な成年後見人等の報酬 (円/年 (月額 円× 月)		
変更理由			
添付書類	<input type="checkbox"/> 収入状況等を証する書類 <input type="checkbox"/> 申立費用等の支払見込額を証する書類(積算書等)		

様式第12号(第16条第2項関係)

第 号
年 月 日

草津市長

草津市障害者等成年後見制度利用支援事業補助金変更交付決定通知書

年 月 日付けで変更交付申請のあった草津市障害者等成年後見制度利用支援事業補助金については、草津市障害者等成年後見制度利用支援事業実施要綱第16条の規定により、下記のとおり交付する額を変更したので、同条の規定により通知します。

1 既交付決定額	金	円
2 変更交付決定額	金	円
3 変更による増額	金	円

付 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の草津市障害者等成年後見制度利用支援事業実施要綱の規定は、この要綱の施行の日以後の障害者等に対する支援について適用し、同日前の障害

者等に対する支援については、なお従前の例による。

(令和3年3月31日揭示済み)

草津市告示第121号

草津市ガーデニングサークル活動補助金交付要綱の一部を改正する要綱を次のとおり制定する。

令和3年3月31日

草津市長 橋 川 渉

草津市ガーデニングサークル活動補助金交付要綱の一部を改正する要綱

草津市ガーデニングサークル活動補助金交付要綱(平成26年草津市告示第242号)の一部を次のように改正する。

付則第2項中「令和3年3月31日」を「令和4年3月31日」に改める。

付 則

この要綱は、令和3年3月31日から施行する。

(令和3年3月31日揭示済み)

草津市告示第122号

草津市介護予防・日常生活支援総合事業の通所型サービスの事業の人員、設備および運営に関する基準を定める要綱および草津市介護予防・日常生活支援総合事業の訪問型サービスの事業の人員、設備および運営に関する基準を定める要綱の一部を改正する要綱を次のとおり制定する。

令和3年3月31日

草津市長 橋 川 渉

草津市介護予防・日常生活支援総合事業の通所型サービスの事業の人員、設備および運営に関する基準を定める要綱および草津市介護予防・

日常生活支援総合事業の訪問型サービスの事業の人員、設備および運営に関する基準を定める要綱の一部を改正する要綱

(草津市介護予防・日常生活支援総合事業の通所型サービスの事業の人員、設備および運営に関する基準を定める要綱の一部改正)

第1条 草津市介護予防・日常生活支援総合事業の通所型サービスの事業の人員、設備および運営に関する基準を定める要綱（平成29年草津市告示第55号）の一部を次のように改正する。

別表第1および別表第2を次のように改める。

別表第1（第5条、第15条関係）

事業名	事業内容	対象者	利用回数	事業費単価 (1単位=10.45円)	加算・減算
介護予防型デイサービス	従来の介護予防通所介護と同様の事業者指定を受けた通所介護事業所によるサービスで、介護福祉士などの専門職による体操やレクリエーション、入浴等を行う。	要支援1 基本チェックリストによる事業対象者	週1回程度	1,672単位/月	介護予防通所介護に係る加算・減算と同等 (別表第2のとおり)
		要支援2 基本チェックリストによる事業対象者	週2回程度	3,428単位/月	
活動型デイサービス	従来の介護予防通所介護から基準を緩和したサービスで、事業者指定を受けた介護事業所や民間事業所などのスタッフによる体操やレクリエーション等を行う。	要支援1,2 基本チェックリストによる事業対象者	-	265単位/日 (半日)	同一建物サービス提供減算および定員超過による減算 (別表第2のとおり)
				292単位/日 (全日)	

別表第2（第5条、第15条関係）

加算	若年性認知症利用者受入加算		240単位加算		
	生活機能向上グループ活動加算		100単位加算		
	運動器機能向上加算		225単位加算		
	栄養改善加算		200単位加算		
	栄養アセスメント加算		50単位加算		
	口腔機能向上加算（Ⅰ）		150単位加算		
	口腔機能向上加算（Ⅱ）		160単位加算		
	選択的サービス複数実施加算	選択的サービス複数実施加算（Ⅰ）	運動器機能向上および栄養改善	480単位加算	
			運動器機能向上および口腔機能向上	480単位加算	
			栄養改善および口腔機能向上	480単位加算	
		選択的サービス複数実施加算（Ⅱ）	運動器機能向上、栄養改善および口腔機能向上	700単位加算	
	事業所評価加算		120単位加算		
	サービス提供体制強化加算	サービス提供体制強化加算（Ⅰ）	週1回程度	要支援1 基本チェックリストによる事業対象者	88単位加算
			週2回程度	要支援2 基本チェックリストによる事業対象者	176単位加算
		サービス提供体制強化加算（Ⅱ）	週1回程度	要支援1 基本チェックリストによる事業対象者	72単位加算
			週2回程度	要支援2 基本チェックリストによる事業対象者	144単位加算
		サービス提供体制強化加算（Ⅲ）	週1回程度	要支援1 基本チェックリストによる事業対象者	24単位加算
			週2回程度	要支援2 基本チェックリストによる事業対象者	48単位加算
		生活機能向上連携加算（Ⅰ）		100単位加算	
		生活機能向上連携加算（Ⅱ）1		200単位加算	
		生活機能向上連携加算（Ⅱ）2		100単位加算	
		口腔・栄養スクリーニング加算（Ⅰ）		20単位加算	
	口腔・栄養スクリーニング加算（Ⅱ）		5単位加算		
	科学的会議推進体制加算		40単位加算		
	介護職員処遇改善加算（Ⅰ）		所定単位数の 59/1000加算		
	介護職員処遇改善加算（Ⅱ）		所定単位数の 43/1000加算		
	介護職員処遇改善加算（Ⅲ）		所定単位数の 23/1000加算		
	介護職員処遇改善加算（Ⅳ）		(3)で算定した単位数の 90%加算		
	介護職員処遇改善加算（Ⅴ）		(3)で算定した単位数の 80%加算		
	特定介護職員処遇改善加算（Ⅰ）		所定単位数の 12/1000加算		
	特定介護職員処遇改善加算（Ⅱ）		所定単位数の 10/1000加算		
	*新型コロナウイルスへの対応		所定単位数の 1/1000加算		
減算	事業所と同一建物に居住する者又は同一建物から利用する者に通所型サービス（独自）を行う場合	介護予防型サービス	週1回程度	要支援1 基本チェックリストによる事業対象者	376単位減算
			週2回程度	要支援2 基本チェックリストによる事業対象者	752単位減算
		活動型サービス	31単位減算		
	定員超過の場合		所定の70%		
看護・介護職員が欠員の場合		所定の70%			

*新型コロナウイルスへの対応は令和3年9月までの上乗せ加算

(草津市介護予防・日常生活支援総合事業の訪問型サービスの事業の人員、設備および運営に関する基準を定める要綱の一部改正)

第2条 草津市介護予防・日常生活支援総合事業の訪問型サービスの事業の人員、設備および運営に関する基準を定める要綱(平成29年草津市告示第56号)の一部を次のように改正する。

別表第1および別表第2を次のように改める。

別表第1(第5条、第15条関係)

事業名	事業内容	対象者	利用回数	事業費単価 (1単位=10.70円)	加算・減算
介護予防型訪問サービス	従来の介護予防訪問介護と同様の事業者指定を受けた訪問介護事業所によるサービスで、ホームヘルパーなどの専門職による身体介護や家事援助を行う。	要支援1.2 基本チェックリストによる 事業対象者	週1回程度	1,176単位/月	介護予防訪問介護に係る加算・減算と同等 (別表第2のとおり)
			週2回程度	2,349単位/月	
		要支援2 基本チェックリストによる 事業対象者	週2回超	3,727単位/月	
生活支援型訪問サービス	従来の介護予防訪問介護から基準を緩和したサービスで、事業者指定を受けた介護事業所や民間事業者のスタッフで一定の研修を受けた者による家事援助を行う。	要支援1.2 基本チェックリストによる 事業対象者		221単位/回	同一建物サービス提供減算 (別表第2のとおり)

別表第2(第5条、15条関係)

加算	初回加算	200単位加算
	生活機能向上連携加算(Ⅰ)	100単位加算
	生活機能向上連携加算(Ⅱ)	200単位加算
	介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	所定単位数の 137/1000加算
	介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	所定単位数の 100/1000加算
	介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	所定単位数の 55/1000加算
	介護職員処遇改善加算(Ⅳ)	介護職員処遇改善加算(Ⅱ)の90%加算
	介護職員処遇改善加算(Ⅴ)	介護職員処遇改善加算(Ⅱ)の80%加算
	特定介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	所定単位数の 63/1000加算
	特定介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	所定単位数の 42/1000加算
	*新型コロナウイルスへの対応	所定単位数の 1/1000加算
	減算	介護職員初任者研修課程修了の者をサービス提供責任者として配置している場合
事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合		所定単位の90%

*新型コロナウイルスへの対応は令和3年9月までの上乗せ加算

付 則

この要綱は、令和3年3月31日から施行する。

(令和3年3月31日揭示済み)

草津市告示第123号

草津市宿場街道景観形成事業交付金交付要綱の一部を改正する要綱を次のとおり制定する。

令和3年3月31日

草津市長 橋 川 渉

草津市宿場街道景観形成事業交付金交付要綱の一部を改正する要綱

草津市宿場街道景観形成事業交付金交付要綱（平成20年草津市告示第164号）の一部を次のように改正する。

付則第2項中「令和3年3月31日」を「令和4年3月31日」に改める。

付 則

この要綱は、令和3年3月31日から施行する。

(令和3年3月31日揭示済み)

草津市告示第124号

草津市東海道草津宿本陣通り景観形成事業交付金交付要綱の一部を改正する要綱を次のとおり制定する。

令和3年3月31日

草津市長 橋 川 渉

草津市東海道草津宿本陣通り景観形成事業交付金交付要綱の一部を改正する要綱

草津市東海道草津宿本陣通り景観形成事業交付金交付要綱（平成30年草津市告示第261号）の一部を次のように改正する。

付則第2項中「令和3年3月31日」を「令和4年3月31日」に改める。

付 則

この要綱は、令和3年3月31日から施行する。

(令和3年3月31日揭示済み)

草津市告示第125号

草津市介護保険料減免取扱要綱の一部を改正する要綱を次のとおり制定する。

令和3年3月31日

草津市長 橋 川 渉

草津市介護保険料減免取扱要綱の一部を改正する要綱

草津市介護保険料減免取扱要綱（平成12年草津市告示第184号）の一部を次のように改正する。

付則第2項第1号中「新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）附則第1条の2に規定する新型コロナウイルス感染症の影響により、その属する世帯の主たる生計維持者」を「新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）である感染症をいう。以下同じ。）の影響により、第1号被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者（以下「主たる生計維持者」という。）」に改め、同項第2号中「第1号被保険者の属する世帯の」を削り、同号ア中「事業収入等」を「主たる生計維持者の事業収入等」に改め、同号イ中「減少することが見込まれる事業収入等」を「主たる生計維持者の合計所得金額（介護保険法施行令第22条の2第1項に規定する合計所得金額をいう。以下同じ。）のうち、減少することが見込まれる事業収入等」に改める。

付則第3項第2号中「当該第1号被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者（以下この備考において「主たる生計維持者」という。）」を「主たる生計維持者」に、「200万円」を「210万円」に改める。

付則第4項および第5項各号列記以外の部分中「令和3年」を「令和4年」に改める。

付則第6項中「令和3年」を「令和4年」に、「令

和2年」を「令和3年」に改める。

付則第7項第1号中「令和3年」を「令和4年」に改める。

別記様式第1号および別記様式第2号中「㊦」を削る。

別記様式第3号を次のように改める。

様式第3号

草津市長宛

年 月 日

主たる生計維持者 住所
氏名

新型コロナウイルス感染症の影響による収入等申告書

次のとおり私の収入等を申告します。

1 主たる生計維持者の収入等

令和2年中的収入総等 【令和2年1月～12月まで】

種類	収入額 (A)	所得額 (B)
営業等	円	円
農林	円	円
不動産	円	円
山林	円	円
給与	円	円
雑	円	円
その他	円	円
合計	円	円

令和3年中的収入総等 【令和3年1月～12月まで】

種類	申請時までの収入額(実績)(C)	申請時以降の収入額(見込)(D)	収入(見込)額 C+D (E)	保険金・損害賠償等により補填される額 (F)	保険金・損害賠償等での加減後の収入額 E+F (G)
営業等	円	円	円	円	円
農林	円	円	円	円	円
不動産	円	円	円	円	円
山林	円	円	円	円	円
給与	円	円	円	円	円
雑	円	円	円	円	円
その他	円	円	円	円	円
合計	円	円	円	円	円

事業等の廃止・失業の場合は該当する方を○で囲んでください。 事業等の 廃止 ・ 失業

2 主たる生計維持者の事業収入等の減少率

種類	令和2年中的収入額 (A)	令和3年中的収入額 (G)	減少率 (A-G)/A×100 (H)
営業等	円	円	%
農林	円	円	%
不動産	円	円	%
山林	円	円	%
給与	円	円	%

※減少率が30%（3割）以上の種類のものがない場合は減免の対象にはなりません。

3 1の令和2年中的所得額の合計（以下「合計所得金額」という。）のうち、2で収入額が30%（3割）以上減少した種類以外の所得額

円	合計所得金額のうち、減少率が30%（3割）以上になった種類以外の所得額（B）の合計を記入してください。 <small>※全所得額が令和3年度の2割（2割）以下に減少する場合は減免の対象にはなりません。</small>
---	---

上記の額が400万円を超える場合は減免の対象にはなりません。

調査書

収入等を説明する書類の提出が困難な場合など、申告書の内容を審査するにあたって必要があるときは、保険者が官公署、銀行、雇用主またはその他の関係人等に収入の状況等についての報告を求めることに同意します。

主たる生計維持者 住所
氏名

付 則

(施行期日等)

1 この要綱は、令和3年4月1日から施行し、改正後の草津市介護保険料減免取扱要綱付則第2項の規定は、令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に納期限（特別徴収の場合にあっては、特別徴収対象年金給付の支払日）が定められている保険料の減免について適用する。

(経過措置)

2 令和2年度以前の年度分の保険料に対する減免については、なお従前の例による。

(令和3年3月31日揭示済み)

草津市告示第141号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2第6項の規定により指定代理納付者を指定したので、草津市会計規則（平成6年草津市規則第12号）第20条第2項の規定により次のとおり告示する。

令和3年4月1日

草津市長 橋 川 渉

1 指定代理納付者の名称および所在地

- (1) 名 称 株式会社トラストバンク
所在地 東京都渋谷区二丁目24番12号
- (2) 名 称 株式会社滋賀ディーシーカード
所在地 滋賀県大津市浜町1番10号 浜大津滋賀ビル2階
- (3) 名 称 株式会社しがぎんジェーシービー
所在地 滋賀県大津市浜町1番10号 浜大津滋賀ビル3階
- (4) 名 称 SBペイメントサービス株式会社
所在地 東京都港区東新橋1丁目9番2号
- (5) 名 称 株式会社DGフィナンシャルテクノロジー
所在地 東京都渋谷区恵比寿南3-5-7 DGビル
- (6) 名 称 楽天グループ株式会社
所在地 東京都世田谷区玉川一丁目14番1号

2 指定代理者に納付させる歳入

インターネットや携帯電話、コンビニエンススト

ア、ペイジーを利用して納付する草津市ふるさと寄附条例（平成20年草津市条例第18号）に基づく寄附金

3 指定代理納付者に代理納付させる期間
令和3年4月1日から令和4年3月31日まで

（令和3年4月1日揭示済み）

草津市告示第142号

公金の収納および徴収事務の委託について

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項、同令第158条の2第1項、介護保険法（平成9年法律第123号）第144条の2、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第114条または子ども・子育て支援法施行令（平成26年政令第213号）附則第8条第1項の規定により、次のとおり歳入の収納および徴収の事務を委託するので、告示する。

令和3年4月1日

草津市長 橋川 渉

1 地方自治法施行令第158条第2項の規定に基づく告示

委託事務内容	受託者および住所	委託期間
草津市立草津駅西口自転車駐車場の使用料の徴収事務	【受託者】草津市身体障害者更生会 【住所】滋賀県草津市大路二丁目3番11号	令和3年4月1日から令和4年3月31日まで
草津市立草津駅西口第2自転車駐車場の使用料の徴収事務		
草津市立草津駅西口第3自転車駐車場の使用料の徴収事務		
放置自転車保管料の徴収事務	【受託者】大五産業株式会社 【住所】滋賀県草津市若竹町9番24号	

草津市立草津駅東自転車駐車場の使用料の徴収事務	【受託者】一般社団法人草津市勤労者福祉サービスセンター	
草津市立南草津駅自転車自動車駐車場の使用料の徴収事務	【住所】滋賀県草津市草津三丁目13番75号	
草津市立草津駅前地下駐車場の使用料の徴収事務	【受託者】大五産業株式会社 【住所】滋賀県草津市若竹町9番24号	
野村公園の使用料の徴収事務	【受託者】代表団体 合同会社 草津市スポーツ振興事業体 【住所】滋賀県草津西大路町9番6号 【受託者】構成団体 コナミスポーツ株式会社 【住所】東京都品川区東品川四丁目10番1号	
草津市立障害者福祉センターの使用料の徴収事務	【受託者】特定非営利活動法人草津市中心障害児者連絡協議会 【住所】滋賀県草津市大路二丁目3番11号	
草津市立西一会館の使用料の徴収事務	【受託者】特定非営利活動法人ユウ・アンド・アイ 【住所】滋賀県草津市西草津一丁目8番4号	令和3年4月1日から令和4年3月31日まで
草津市立西一教育集会所の使用料の徴収事務	【受託者】特定非営利活動法人ユウ・アンド・アイ 【住所】滋賀県草津市西草津一丁目8番4号	
草津市立サンサンホールの使用料の徴収事務	【受託者】草津商工会議所 【住所】滋賀県草津市大路二丁目11番51号	令和3年4月1日から令和3年4月30日まで

草津市立橋岡会館の使用料の徴収事務	【受託者】特定非営利活動法人熱と光	令和3年4月1日から令和4年3月31日まで	草津市立大路まちづくりセンターの使用料の徴収事務	【受託者】大路区まちづくり協議会 【住所】滋賀県草津市大路二丁目9番11号	令和3年4月1日から令和4年3月31日まで
草津市立橋岡教育集会所の使用料の徴収事務	【住所】滋賀県草津市橋岡町165番地		草津市立渋川まちづくりセンターの使用料の徴収事務	【受託者】渋川学区まちづくり協議会 【住所】滋賀県草津市西渋川二丁目9番38号	
草津市立新田会館の使用料の徴収事務	【受託者】特定非営利活動法人心輪		草津市立矢倉まちづくりセンターの使用料の徴収事務	【受託者】矢倉学区未来のまち協議会 【住所】滋賀県草津市東矢倉二丁目13番6号	
草津市立新田教育集会所の使用料の徴収事務	【住所】滋賀県草津市草津町1475番地2		草津市立老上まちづくりセンターの使用料の徴収事務	【受託者】老上学区まちづくり協議会 【住所】滋賀県草津市野路町520番地	
草津市立常盤東総合センターの使用料の徴収事務	【受託者】特定非営利活動法人ハート&ライト 【住所】滋賀県草津市芦浦町70番地7		草津市立老上西まちづくりセンターの使用料の徴収事務	【受託者】老上西学区まちづくり協議会 【住所】滋賀県草津市矢橋町526番地1	
草津市立芦浦教育集会所の使用料の徴収事務			草津市立玉川まちづくりセンターの使用料の徴収事務	【受託者】遺跡と萩の育む玉川まちづくり推進協議会 【住所】滋賀県草津市野路九丁目7番42号	
草津市立市民総合交流センターの使用料の徴収事務	【受託者】草津商工会議所・タイムズ24・東急コミュニティ共同事業体 【住所】滋賀県草津市大		草津市立南笠東まちづくりセンターの使用料の徴収事務	【受託者】南笠東学区まちづくり協議会 【住所】滋賀県草津市笠山一丁目1番47号	
草津市立市民総合交流センター自転車自動車駐車場の使用料の徴収事務	路二丁目11番51号		草津市立山田まちづくりセンターの使用料の徴収事務	【受託者】山田学区まちづくり協議会 【住所】滋賀県草津市南山田町678番地	
草津市立志津まちづくりセンターの使用料の徴収事務	【受託者】志津まちづくり協議会 【住所】滋賀県草津市青地町561番地		草津市立笠縫まちづくりセンターの使用料の徴収事務	【受託者】笠縫学区まちづくり協議会 【住所】滋賀県草津市上笠一丁目6番3号	
草津市立志津南まちづくりセンターの使用料の徴収事務	【受託者】志津南学区まちづくり協議会 【住所】滋賀県草津市若草五丁目10番地		草津市立笠縫東まちづくりセンターの使用料の徴収事務	【受託者】笠縫東学区まちづくり協議会 【住所】滋賀県草津市集町58番地8	
草津市立草津まちづくりセンターの使用料の徴収事務	【受託者】草津学区ひと・まちいきいき協議会 【住所】滋賀県草津市草津一丁目4番33号	草津市立常盤まちづくりセンターの使用料の徴収事務	【受託者】人と地域が輝く常盤協議会 【住所】滋賀県草津市志那中町111番地1		

<p>草津川跡地公園（区間2）の使用料の徴収事務</p>	<p>【受託者】草津川跡地公園マネジメント・パートナーズ</p>	<p>令和3年4月1日から令和4年3月31日まで</p>	<p>配食サービス利用料の徴収事務</p>	<p>【受託者】まごころ弁当 草津守山栗東店 【住所】滋賀県栗東市御園264</p>	<p>令和3年4月1日から令和4年3月31日まで</p>
<p>草津川跡地公園（区間5）の使用料の徴収事務</p>	<p>【住所】大阪府枚方市伊加賀寿町1番5号</p>		<p>草津市生活サポート利用料の収納事務</p>	<p>【受託者】公益財団法人草津市シルバー人材センター 【住所】滋賀県草津市志那町2554番地1</p>	
<p>草津市子どものための教育・保育給付に係る利用者負担額に関する規則（平成27年草津市規則第45号）に規定する公立幼稚園・保育所等の利用者負担額（保育料）の収納事務</p>	<p>【受託者】株式会社電算システム 【住所】岐阜県岐阜市日置江一丁目58番地</p>		<p>草津市手数料条例（昭和53年草津市条例第4号）別表第7項および第9項に規定する手数料の徴収事務</p>	<p>【受託者】企業組合労協センター事業団 草津地域福祉事務所みんなの家 【住所】滋賀県草津市東草津一丁目2番35号 【受託者】特定非営利活動法人 ユウ・アンド・アイ 【住所】滋賀県草津市草津町1446番地の1</p>	
<p>草津市手数料条例別表第34項に規定する手数料の徴収事務</p>	<p>【受託者】社会福祉法人滋賀同仁会養護老人ホーム大津老人ホーム 【住所】滋賀県大津市本宮二丁目6番22号 【受託者】社会福祉法人グロー養護老人ホームきぬがさ 【住所】滋賀県東近江市五個荘川並町322番地</p>		<p>草津市手数料条例別表第8項に規定する手数料の徴収事務</p>	<p>【受託者】グリーンパーク草津株式会社 【住所】滋賀県草津市馬場町1200番地25 【受託者】株式会社アヤハディオ 【住所】滋賀県大津市におの浜一丁目1番3号</p>	
<p>草津市手数料条例別表第34項に規定する手数料の徴収事務</p>	<p>【受託者】社会福祉法人グロー老人ホームながはま 【住所】滋賀県長浜市加田町19番地6 【受託者】社会福祉法人たかしま会養護老人ホーム藤波園 【住所】滋賀県高島市マキノ町西浜1415番地 【受託者】社会福祉法人湖東会盲養護老人ホーム星光の里 【住所】滋賀県犬上郡多賀町中川原605番地2 【受託者】社会福祉法人大樹会 養護老人ホーム金亀荘 【住所】滋賀県彦根市日夏町151番地</p>	<p>草津市手数料条例別表第8項に規定する手数料の徴収事務</p>	<p>【受託者】井上金物株式会社 【住所】滋賀県草津市草津二丁目4番17号 【受託者】株式会社エスサーフ 【住所】滋賀県大津市玉野浦6番30号 【受託者】有限会社エスワイケイ 【住所】滋賀県草津市野路東六丁目1番15号 【受託者】株式会社奥田商店 【住所】京都府京都市中京区河原町通三条下る二丁目山崎町233番地の2</p>		

<p>【受託者】 有限会社からすま農産 【住所】 滋賀県草津市下物町1436番地</p> <p>【受託者】 株式会社ココカラファインヘルスケア 【住所】 神奈川県横浜市港北区新横浜三丁目17番6号</p> <p>【受託者】ファミリーマート草津団地前店 【住所】 滋賀県草津市草津町1903番地1</p> <p>【受託者】ファミリーマート草津野路店 【住所】 滋賀県草津市野路東四丁目17番9号</p> <p>【受託者】ファミリーマート草津橋岡町店 【住所】 滋賀県草津市橋岡町42番13</p> <p>【受託者】シガドライ追分店 【住所】 滋賀県草津市追分二丁目17番1号</p> <p>【受託者】株式会社スギ薬局 【住所】 愛知県安城市三河安城町一丁目8番地4</p> <p>【受託者】株式会社Smile Maker 【住所】 滋賀県大津市国分一丁目33番5号</p> <p>【受託者】セブンイレブン近江草津バイパス店 【住所】 滋賀県草津市野路東五丁目1番2号</p> <p>【受託者】セブンイレブン草津青地町店 【住所】 滋賀県草津市青地町522番地</p> <p>【受託者】セブンイレブン草津川原店 【住所】 滋賀県草津市川原二丁目16番33号</p> <p>【受託者】セブンイレブン草津志那中店 【住所】 滋賀県草津市志那中町17番地1</p>	<p>【受託者】 セブンイレブン草津野路店 【住所】 滋賀県草津市野路七丁目18番1号</p> <p>【受託者】 セブンイレブン草津野村5丁目店 【住所】 滋賀県草津市野村五丁目4番3号</p> <p>【受託者】 セブンイレブン草津パナソニック前店 【住所】 滋賀県草津市野路東二丁目1番6号</p> <p>【受託者】 セブンイレブン草津矢橋北店 【住所】 滋賀県草津市矢橋町1813番1号</p> <p>【受託者】 セブンイレブン草津若草店 【住所】 滋賀県草津市若草一丁目6番5号</p> <p>【受託者】 大黒天物産株式会社 【住所】 岡山県倉敷市堀南704番地の5</p> <p>【受託者】 ダイキン福祉サービス株式会社 【住所】 大阪市北区中崎西二丁目4番12号</p> <p>【受託者】 株式会社ツルハ 【住所】 札幌市東区北24条東20丁目1番21号</p> <p>【受託者】 田中司法書士・土地家屋調査士事務所 【住所】 滋賀県草津市橋岡町45番地3</p> <p>【受託者】 D.S.ドンキホーテ草津店 【住所】 滋賀県草津市木川町311番地1</p> <p>【受託者】 株式会社阪急オアシス 【住所】 大阪府豊中市岡上の町二丁目2番3号</p> <p>【受託者】 株式会社ヒキタ事務機 【住所】 滋賀県草津市上笠三丁目17番9号</p>	<p>草津市手数料条例別表第8項に規定する手数料の徴収事務</p>	<p>草津市手数料条例別表第8項に規定する手数料の徴収事務</p>	<p>令和3年4月1日から令和4年3月31日まで</p>
---	--	-----------------------------------	-----------------------------------	------------------------------

<p>【受託者】ピアゴー里山店 【住所】滋賀県大津市一里山七丁目1番1号</p> <p>【受託者】ファミリーマート草津駅東口店 【住所】滋賀県草津市大路一丁目2番9号</p> <p>【受託者】ファミリーマート南草津駅前店 【住所】滋賀県草津市南草津一丁目1番地1</p> <p>【受託者】株式会社マルイ 【住所】京都府京都市山科区音羽八ノ坪9番地12</p> <p>【受託者】株式会社結 【住所】滋賀県草津市野路一丁目7番21号</p> <p>【受託者】株式会社ユタカファーマシー 【住所】岐阜県大垣市林町十丁目1339番地1</p> <p>【受託者】社会福祉法人こなんSSN 【住所】滋賀県草津市川原町231番1</p> <p>【受託者】株式会社コスモス薬品 【住所】福岡県福岡市博多区博多駅東2-10-1 第一福岡ビルS館4階</p> <p>【受託者】株式会社サンドラッグ 【住所】東京都府中市若松町1丁目38番地の1</p>	<p>【受託者】笠縫学区まちづくり協議会 【住所】滋賀県草津市上笠一丁目6番3号</p> <p>【受託者】笠縫東学区まちづくり協議会 【住所】滋賀県草津市集町58番地8</p> <p>【受託者】草津学区ひと・まちいきいき協議会 【住所】滋賀県草津市草津一丁目4番33号</p> <p>【受託者】レーク滋賀農業協同組合 【住所】滋賀県草津市上笠四丁目3番17号</p> <p>【受託者】合同会社高坂商店 【住所】滋賀県大津市一里山三丁目15番1号</p> <p>【受託者】志津まちづくり協議会 【住所】滋賀県草津市青地町561番地</p> <p>【受託者】志津南学区まちづくり協議会 【住所】滋賀県草津市若草五丁目10番地</p> <p>【受託者】渋川学区まちづくり協議会 【住所】滋賀県草津市西渋川二丁目9番38号</p> <p>【受託者】スター株式会社 【住所】滋賀県栗東市辻527番地1</p> <p>【受託者】合同会社西友 【住所】東京都北区赤羽二丁目1番1号</p> <p>【受託者】株式会社グイエー 【住所】大阪府吹田市江坂町一丁目18番10号</p> <p>【受託者】特定非営利活動法人ハート&ライト 【住所】滋賀県草津市芦浦町70番地7</p> <p>【受託者】株式会社パロー 【住所】岐阜県多治見市大針町661番地の1</p>	<p>令和3年4月1日から令和4年3月31日まで</p>
<p>草津市手数料条例別表第8項および第9項（第3号を除く）に規定する手数料の徴収事務</p> <p>【受託者】老上学区まちづくり協議会 【住所】滋賀県草津市野路町520番地</p> <p>【受託者】老上西学区まちづくり協議会 【住所】滋賀県草津市矢橋町526番地1</p> <p>【受託者】大路区まちづくり協議会 【住所】滋賀県草津市大路二丁目9番11号</p>	<p>草津市手数料条例別表第8項および第9項（第3号を除く）に規定する手数料の徴収事務</p>	

<p>【受託者】人と地域が輝く常盤協議会 【住所】滋賀県草津市志那中町111番地1</p> <p>【受託者】株式会社ビバ 【住所】京都市上京区丸太町通河原町東入駒之町536</p> <p>【受託者】株式会社平和堂 【住所】滋賀県彦根市西今町1番地</p> <p>【受託者】草津市母子福祉のぞみ会 【住所】滋賀県草津市三丁目13番30号</p> <p>【受託者】マックスパリュ東海株式会社 【住所】静岡県浜松市東区篠ヶ瀬町1295番地1</p> <p>【受託者】株式会社マツヤスーパー 【住所】滋賀県草津市東矢倉四丁目山田555番地</p> <p>【受託者】南笠東学区まちづくり協議会 【住所】滋賀県草津市笠山一丁目1番47号</p> <p>【受託者】矢倉学区未来のまち協議会 【住所】滋賀県草津市東矢倉二丁目13番6号</p> <p>【受託者】山田学区まちづくり協議会 【住所】滋賀県草津市南山田町678番地</p>		<p>【受託者】ウエルシア薬局株式会社 【住所】東京都千代田区外神田二丁目2番15号</p> <p>草津市手数料条例別表第9項第3号に規定する手数料の徴収事務 【受託者】大五産業株式会社 【住所】滋賀県草津市若竹町9番24号</p> <p>草津市手数料条例別表第25項および第26項に規定する手数料の徴収事務 【受託者】公益社団法人滋賀県獣医師会 【住所】滋賀県大津市松本一丁目2番20号 滋賀県農業教育情報センター内</p> <p>草津市手数料条例別表第32項に規定する手数料の徴収事務 【受託者】有限会社草津介護センター 【住所】滋賀県草津市西渋川一丁目15番10号</p> <p>草津市手数料条例別表第33項に規定する手数料の徴収事務 【受託者】株式会社フジヤクリーニング 【住所】滋賀県大津市月輪一丁目13番12号</p> <p>草津市手数料条例別表第36項に規定する手数料の徴収事務 【受託者】医療法人コス小児科 【住所】滋賀県草津市野村八丁目3番10号</p> <p>【受託者】社会医療法人誠光会草津総合病院 【住所】滋賀県草津市矢橋町1660番地</p> <p>草津市営住宅家賃の徴収事務 【受託者】株式会社電算システム 【住所】岐阜県岐阜市日置江1丁目58番地</p> <p>草津市営住宅駐車場使用料の徴収事務</p>
<p>草津市手数料条例別表第8項および第9項（第3号を除く）に規定する手数料の徴収事務</p> <p>【受託者】特定非営利活動法人ユウ・アンド・アイ 【住所】滋賀県草津市草津町1446番地の1</p> <p>【受託者】特定非営利活動法人心輪 【住所】草津市草津町1475番地2</p> <p>【受託者】特定非営利活動法人熱と光 【住所】草津市橋岡町165番地</p>	<p>令和3年4月1日から令和4年3月31日まで</p>	<p>草津市ふるさと寄附条例（平成20年草津市条例第18号）に規定する寄附金の収納および徴収事務 【受託者】株式会社さとふる 【住所】東京都中央区京橋二丁目2番1号</p> <p>【受託者】楽天グループ株式会社 【住所】東京都世田谷区玉川一丁目14番1号</p> <p>【受託者】株式会社トラストバンク 【住所】東京都渋谷区渋谷二丁目24番12号</p>

	<p>【受託者】株式会社DG フィナンシャルテクノロジー 【住所】東京都渋谷区恵比寿3-5-7DGビル</p>			<p>【受託者】株式会社いまここ 【住所】滋賀県草津市上笠三丁目28番2号</p>							
<p>草津市児童育成クラブの保育料の徴収事務</p>	<p>【受託者】企業組合労協センター事業団 【住所】東京都豊島区東池袋一丁目44番3号 池袋ISPタマビル 【受託者】社会福祉法人草津保育園 【住所】滋賀県草津市東矢倉一丁目3番22号</p>			<p>【受託者】有限会社ムラセ薬局 【住所】滋賀県草津市野路一丁目14番38-201号 【受託者】企業組合労協センター事業団 【住所】滋賀県草津市東草津一丁目2番35号 【受託者】特定非営利活動法人ディフェンス 【住所】滋賀県草津市草津二丁目9番4号</p>							
<p>草津市児童育成クラブの保育料の徴収事務</p>	<p>【受託者】社会福祉法人あさひ 【住所】滋賀県草津市笠山一丁目1番40号 【受託者】社会福祉法人良友会 【住所】滋賀県草津市平井二丁目13番3号 【受託者】社会福祉法人志津保育園 【住所】滋賀県草津市青地町946番地 【受託者】社会福祉法人淡海すぎのこ会 【住所】滋賀県草津市木川町591番地1</p>			<p>【受託者】有限会社オフィス豆の木 【住所】滋賀県草津市大路一丁目7番1-3103号 【受託者】特定非営利活動宅老所おかえり 【住所】滋賀県草津市上笠四丁目14-3-3-C 【受託者】株式会社TeampresenT 【住所】滋賀県草津市東矢倉二丁目35番13号</p>							
	<p>【受託者】社会福祉法人ご縁会 【住所】滋賀県草津市青地町1248-4 【受託者】特定非営利活動法人スポキッズ 【住所】長崎県諫早市城見町3番16号</p>	<p>令和3年4月1日から令和4年3月31日まで</p>	<p>草津市営火葬場の使用料の徴収事務</p>	<p>【受託者】邦英商興・タカラビルメン共同グループ 【住所】代表団体 邦英商興株式会社 愛知県名古屋市北区志賀町一丁目18番 構成団体 タカラビルメン株式会社 茨城県龍ヶ崎市中根台四丁目10番地1</p>							
<p>草津市手数料条例別表第37項に規定する手数料の徴収事務 草津っ子サポート事業の利用料の徴収事務</p>	<p>【受託者】社会福祉法人寿会 【住所】滋賀県草津市志那中町25番地 【受託者】特定非営利活動法人あい・ピリープ 【住所】滋賀県草津市追分三丁目22番12-201号 【受託者】ピース株式会社 【住所】滋賀県草津市駒井沢町375-33</p>										
<p>2 地方自治法施行令第158条の2第6項において準用する同令第158条第2項の規定に基づく告示</p>											
<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="831 1715 1010 1749">委託事務内容</th> <th data-bbox="1018 1715 1286 1749">受託者および住所</th> <th data-bbox="1294 1715 1393 1749">委託期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="831 1760 1010 1975">固定資産税・都市計画税、市県民税、国民健康保険税および軽自動車税の収納事務</td> <td data-bbox="1018 1760 1286 1975">【受託者】株式会社電算システム 【住所】岐阜県岐阜市日置江一丁目58番地</td> <td data-bbox="1294 1760 1393 1975">令和3年4月1日から令和4年3月31日まで</td> </tr> </tbody> </table>						委託事務内容	受託者および住所	委託期間	固定資産税・都市計画税、市県民税、国民健康保険税および軽自動車税の収納事務	【受託者】株式会社電算システム 【住所】岐阜県岐阜市日置江一丁目58番地	令和3年4月1日から令和4年3月31日まで
委託事務内容	受託者および住所	委託期間									
固定資産税・都市計画税、市県民税、国民健康保険税および軽自動車税の収納事務	【受託者】株式会社電算システム 【住所】岐阜県岐阜市日置江一丁目58番地	令和3年4月1日から令和4年3月31日まで									

3 介護保険法施行令（平成10年政令第412号）第45条の7第1項の規定に基づく告示

委託事務内容	受託者および住所	委託期間
介護保険料の収納事務	【受託者】株式会社電算システム 【住所】岐阜県岐阜市日置江一丁目58番地	令和3年4月1日から令和4年3月31日まで

4 高齢者の医療の確保に関する法律施行令（平成19年政令第318号）第33条第1項の規定に基づく告示

委託事務内容	受託者および住所	委託期間
後期高齢者医療保険料の徴収事務	【受託者】株式会社電算システム 【住所】岐阜県岐阜市日置江1丁目58番地	令和3年4月1日から令和4年3月31日まで

5 子ども・子育て支援法施行令（平成26年政令第213号）附則第8条第1項の規定に基づく告示

委託事務内容	受託者および住所	委託期間
草津市子どものための教育・保育給付に係る利用者負担額に関する規則（平成27年草津市規則第45号）に規定する私立保育園の利用者負担額（保育料）の収納事務	【受託者】株式会社電算システム 【住所】岐阜県岐阜市日置江一丁目58番地	令和3年4月1日から令和4年3月31日まで

（令和3年4月1日揭示済み）

草津市告示第143号

草津市情報化推進委員会設置要綱の一部を改正する要綱を次のとおり制定する。

令和3年4月1日

草津市長 橋川 渉

草津市情報化推進委員会設置要綱の一部を改正する要綱

草津市情報化推進委員会設置要綱（平成15年草津市告示第119号）の一部を次のように改正する。

第3条第3項および第5条第3項中「、総合政策部理事（草津未来研究所・経営戦略担当）」を「、総合政策部理事（経営戦略・デジタル推進担当）」に改める。

付 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

（令和3年4月1日揭示済み）

草津市告示第144号

草津市情報セキュリティ委員会設置要綱の一部を改正する要綱を次のとおり制定する。

令和3年4月1日

草津市長 橋川 渉

草津市情報セキュリティ委員会設置要綱の一部を改正する要綱

草津市情報セキュリティ委員会設置要綱（平成16年草津市告示第125号）の一部を次のように改正する。

第3条第3項中「、総合政策部理事（草津未来研究所・経営戦略担当）」を「、総合政策部理事（経営戦略・デジタル推進担当）」に改める。

付 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

（令和3年4月1日揭示済み）

草津市告示第145号

公示送達について

次の書類は、その送達を受けるべき者の居所等が不明で送達不能につき、介護保険法（平成9年法律第123号）第143条において準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公示送達する。

送達すべき書類は、草津市健康福祉部介護保険課に保管しており、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

令和3年4月1日

草津市長 橋川 渉

- 1 送達すべき書類
 - 令和2年度 第9期介護保険料督促状
 - 令和2年度 介護保険料額変更決定通知書
- 2 送達を受けるべき者の氏名および住所
 - 別紙のとおり
- 3 上記の書類については、令和3年4月8日に送達があったものとみなす。

令和2年度第9期介護保険料督促状公示送達者名簿

No.	氏名	住所
1	山本 治	草津市青地町961番地2
2	木村 博	草津市西大路町10番5-254号 シャルマンコーポ
3	二神 康彦	草津市笠山一丁目9番40号
4	吉田 幸男	草津市岡本町601番地2 三洋建設
5	野瀬 久治	草津市西大路町6番36号
6	村尾 節子	草津市東草津一丁目7番19号 ハイツ中川 103号
7	横 治三郎	草津市大路三丁目5番12号 大路荘 5号
8	中水 龍蔵	草津市東草津一丁目6番25号
9	松嶋 幹雄	草津市東草津一丁目2番13号コーポソレイユ B棟 101号
10	山岡 照男	草津市若草二丁目13番地5
11	山口 ふちえ	草津市南笠東二丁目9番4号
12	楠 芳樹	草津市野路東三丁目3番3-306号レドンダカサ玉川
13	丸山 納	草津市野路九丁目7番11-101号 ネバーランドハウス
14	中村 義裕	草津市青地町692番地15サンハイム東草津202号
15	上間 清松	草津市草津三丁目2番6号 光マンション403号
16	佐山 義友	草津市木川町918番地 寺前団地 56号棟左
17	林 芳行	草津市矢倉二丁目2番28号 メゾン千成
18	戸塚 龍次	草津市東草津二丁目6番1-23号 睦荘 207号 内藤 様方

令和2年度介護保険料額変更決定通知書公示送達者名簿

No.	氏名	住所
1	山本 大介	草津市志那中町54番地1 C棟406

(令和3年4月1日揭示済み)

草津市告示第146号

第3次草津市環境基本計画について

草津市環境基本条例（平成9年草津市条例第10号）第8条第1項の規定に基づき、第3次草津市環境基本計画を別紙のとおり定めたので、同条第4項の規定により告示する。

令和3年4月1日

草津市長 橋川 渉

(令和3年4月1日揭示済み)

草津市告示第147号

草津市子育てサークル活動支援補助金交付要綱の一部を改正する要綱を次のとおり制定する。

令和3年4月1日

草津市長 橋川 渉

草津市子育てサークル活動支援補助金交付要綱の一部を改正する要綱

草津市子育てサークル活動支援補助金交付要綱（平成22年草津市告示第50号）の一部を次のように改正す

- (1) 名称 ヤフー株式会社
- (2) 所在地 東京都千代田区紀尾井町1番3号
- 2 指定代理納付者に代理納付させる歳入
固定資産税・都市計画税、市県民税（普通徴収）、軽自動車税（種別割）
- 3 指定代理納付者に代理納付させる期間
令和3年4月1日から令和4年3月31日まで

(令和3年4月1日揭示済み)

草津市告示第149号

草津市骨髓等移植ドナー助成金交付要綱の一部を改正する要綱を次のとおり制定する。

令和3年4月1日

草津市長 橋川 渉

草津市骨髓等移植ドナー助成金交付要綱の一部を改正する要綱

草津市骨髓等移植ドナー助成金交付要綱（令和2年草津市告示第254号）の一部を次のように改正する。

第2条各号列記以外の部分中「次の各号のいずれにも該当する者」の右に「（第3条第1項および第4条第1項において「ドナー」という。）およびその者が勤務する国内の事業所（ただし、国、地方公共団体および独立行政法人を除く。以下「勤務事業所」という。）」を加え、同条第3号中「（ドナー休暇（骨髓等の提供に特化した有給休暇をいう。）の取得を含む。）」を削る。

第3条を次のように改める。

（助成金の額）

第3条 助成金の額は、次項に掲げる骨髓等の提供に係る通院、入院および面談（骨髓等の採取のための手術ならびにこれに関連した医療処置によって生じた健康被害のための通院、入院および面談を除く。）の日数（以下「通院等の日数」という。）について、ドナーに対する助成金にあっては2万円を、勤務事業所に対する助成金にあっては、ドナーが骨髓等を提供するための通院等の日数のうち、特別休暇（以下「ドナー休暇」という。）を付与した日数に限り、1万円を乗じて得た額とする。ただ

し、ドナーが複数の事業所で勤務するときは、勤務実態を考慮し、これらの事業所間で本文の額の範囲で助成額を案分するものとする。

2 前項の通院等の日数は、次に掲げる通院等に係る日数を合計したものとし、その上限は7日とする。

- (1) 健康診断のための通院
 - (2) 自己血貯血のための通院
 - (3) 骨髓等の採取のための入院
 - (4) その他骨髓等の提供に関し、骨髓バンクまたは医療機関が必要と認める通院、入院および面談
- 第4条第1項を次のように改める。

第4条 助成金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、骨髓等提供日から1年以内に、草津市骨髓等移植ドナー助成金交付申請書兼請求書（ドナー用）（別記様式第1号）または草津市骨髓等移植ドナー助成金交付申請書兼請求書（勤務事業所用）（別記様式第2号）に、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める書類を添えて、市長に対し申請しなければならない。ただし、骨髓等提供日から1年以内に申請することができないと市長が認めた場合は、この限りでない。

(1) ドナー

- ア 骨髓バンクが発行する骨髓等の提供を行ったことを証する書類
- イ 骨髓等の提供に係る通院、入院および面談をした日を証する書類
- ウ 健康保険被保険者証の写し
- エ その他市長が必要と認める書類

(2) 勤務事業所

- ア ドナーに対し骨髓バンクが発行する骨髓等の提供を行ったことを証する書類
- イ 在職証明書等ドナーとの雇用関係を証明する書類
- ウ 骨髓等提供のため、ドナー休暇を取得した日数を確認できる書類
- エ その他市長が必要と認める書類

第5条第3項中「草津市骨髓等移植ドナー助成金交付決定通知書（別記様式第2号）」を「草津市骨髓等移植ドナー助成金交付決定通知書（別記様式第3号）」に、「草津市骨髓等移植ドナー助成金不交付（却下）決定通知書（別記様式第3号）」を「草津市骨髓等移植ドナー助成金不交付（却下）決定通知書（別記様式第4号）」に改める。

別記様式第1号中「草津市骨髓等移植ドナー助成金

交付申請書兼請求書」の右に「(ドナー用)」を加え、「申請金額」を「申請(請求)金額」に改め、「ドナー休暇制度(骨髄等の提供に特化した有給休暇をいう。)はないことおよび他の法定等により」を削る。

別記様式第3号を別記様式第4号とし、別記様式第2号を別記様式第3号とし、別記様式第1号の次に次の1様式を加える。

様式第2号(第4条第1項関係)

草津市骨髄等移植ドナー助成金交付申請書兼請求書(勤務事務用)

年 月 日

草津市長 宛

(申請者)所在地
事業所名
代表者氏名
電 話

印

草津市骨髄等移植ドナー助成金の交付について、草津市骨髄等移植ドナー助成金交付要綱第4条の規定により、次のとおり申請(請求)します。

1 申請内容

フリガナ		生年月日	年 月 日
ドナー氏名			
ドナー住所 ※骨髄等提供日時	〒 草津市		
骨髄等提供日	年 月 日		
対象期間	年 月 日から 年 月 日まで(うち対象 日分)		
申請(請求)金額	円		

2 振込先(申請者本人以外の口座には振込できません。)

金融機関名	銀行・信託 信用金庫 信用組合	本店 支店 出張所
預金種別	普通・当座	口座番号
フリガナ		
口座名義人		

3 添付書類

- (1) ドナーに対し付帯バンクが発行する骨髄等の提供を行ったことを証する書類
- (2) 在職証明書等ドナーとの雇用関係を証明する書類
- (3) 骨髄等提供のため、ドナー休暇を取得した日数を確認できる書類

誓約および同意書

本事業所は、審査に必要な情報(ドナーの休暇取得等)の提供、確認および調査に同意します。

事業所名
代表者氏名 印

年 月 日

※1 本市が実施する骨髄等移植ドナー助成金の交付については、本市ホームページに掲載されている「骨髄等移植ドナー助成金交付要綱」を参照してください。

※2 骨髄等移植ドナー助成金の交付については、本市ホームページに掲載されている「骨髄等移植ドナー助成金交付要綱」を参照してください。

※3 本市が実施する骨髄等移植ドナー助成金の交付については、本市ホームページに掲載されている「骨髄等移植ドナー助成金交付要綱」を参照してください。

付 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和3年4月1日から施行し、同日以降の骨髄等の提供に係る通院、入院および面談から適用する。

(様式に関する経過措置)

- 2 この要綱の施行の際現にあるこの要綱による改正前の草津市骨髄等移植ドナー助成金交付要綱の様式による用紙は、当分の間、所要の調整を加えて、これを使用することができる。

(令和3年4月1日掲示済み)

草津市告示第150号

公示送達について

次の書類は、その送達を受けるべき者の居所が不明で送達不能につき、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定に基づき公示送達する。

送達すべき書類は、草津市総務部納税課に保管しており、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

令和3年4月1日

草津市長 橋 川 渉

1 送達すべき書類

- | | |
|----------------|-----|
| (1) 市・県民税督促状 | 63件 |
| (2) 国民健康保険税督促状 | 35件 |
| (3) 差押調書（謄本） | 9件 |
| (4) 配当計算書（謄本） | 7件 |
| (5) 差押解除通知書 | 1件 |

計115件

2 送達を受けるべき者の氏名および住所

別紙のとおり

- 3 上記の書類については、令和3年4月8日に送達があったものとみなす。

